

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から37年3月までの期間、同年12月から38年3月までの期間及び平成4年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月から37年3月まで
② 昭和37年12月から38年3月まで
③ 平成4年7月

私は、申立期間の国民年金保険料は夫の分と一緒に納付していた。また、平成4年ごろの保険料は金融機関で引き落としにより納付していた。納付の記録が無いことは、納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、9か月、4か月及び1か月とそれぞれ短期間であるとともに、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立人は、厚生年金保険との切替手続も切れ目無く適切に行っている上、国民年金加入期間について申立期間を除き、60歳に到達するまで保険料を完納していることが確認できることから、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間①及び②については、申立人が所持する国民年金手帳には現年度納付を示す押印は無いものの、当時は厚生省(当時)通達に基づき、市町村において過年度保険料を収納することが可能であった時期であり、A市でも過年度保険料を納付するよう勧奨していたことが確認できることから、申立期間の国民年金保険料を納付したものとみても不自然ではない。

さらに、申立期間③については、前後の国民年金保険料は納付済みである上、申立人は生活上の大きな変化は無かったとしていることから、申立期間についても納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 7 月から 40 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月から 40 年 2 月まで

私は、昭和 39 年 8 月から 40 年 3 月までの領収証書を持っており、40 年 3 月については更にもう一通の領収証書を持っている。社会保険事務所に照会したところ、任意未加入期間について納付された国民年金保険料については還付するとの回答を受けた。納付していた保険料を今ごろになって還付されるのは納得できないので、保険料納付済期間として年金に反映してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 40 年 3 月分（40 年 8 月 3 日納付）と、39 年 8 月から 40 年 3 月までの 8 か月分（41 年 10 月 1 日納付）の国民年金保険料を過年度納付したことを示す 2 通の領収証書を所持しており、社会保険事務所では、39 年 8 月から 40 年 2 月までについては、申立人の夫が 39 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、40 年 3 月 1 日に同資格を喪失したことに伴い、申立人は 39 年 7 月 1 日に国民年金の強制被保険者資格を喪失し、40 年 3 月 1 日に同資格を再取得するまでは任意未加入となっていたことから、当該期間の保険料（700 円）を還付すると回答している。

しかしながら、申立人は、社会保険事務所が適正に発行した納付書により昭和 41 年 10 月 1 日に過年度納付していることから、申立期間は納付可能な期間として同事務所は認識していたものとみるのが相当である。

また、上記の過年度保険料の納付書が発行された時点では、昭和 40 年 3

月分の国民年金保険料は、既に納付済みであったことから、社会保険事務所は、39年7月から40年2月までの8か月分の納付書を発行すべきであったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年4月から48年3月まで

私は、昭和40年4月に国民年金に加入し、厚生年金保険に加入するまでの間、国民年金保険料について、納付又は申請免除していたはずであり、昭和48年度の「国民年金保険料免除承認通知書」を所持しているにもかかわらず、同年度は納付済みとなっていることが理解できず、申立期間が未納とされていることに納得がいかないため、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、昭和40年4月以降、国民年金加入期間について申立期間を除き、60歳になるまで国民年金保険料について未納は無く、59年3月からは付加保険料を併せて納付するなど、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間直後の昭和48年4月から49年3月までについて「国民年金保険料免除承認通知書」を所持しており、社会保険事務所が保管している特殊台帳でも当該期間は免除期間と記録されており、その後に追納された形跡は無いものの、社会保険庁のオンライン記録では、当該期間は納付とされていることから、行政側の記録管理において、申立期間の保険料納付済記録を当該期間の記録に誤って記録した可能性もうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

京都国民年金 事案 1444

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 7 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月から 43 年 3 月まで

私は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月ごろに区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたので、調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 9 か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和 36 年 4 月以降、国民年金加入期間について申立期間を除き、60 歳になるまで国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の前後を通じて、生活状況に大きな変化は無かったとしている上、申立人は、昭和 54 年 10 月から 55 年 3 月までの期間、56 年 7 月から同年 9 月までの期間及び 57 年 1 月から同年 3 月までの期間については、国民年金保険料を過年度納付することにより未納期間の解消に努めていることを踏まえると、申立期間の保険料についても納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月まで

私は、昭和 36 年に A 区で国民年金に加入し、集金人に国民年金保険料を納付していた。38 年 4 月に婚姻して住所が B 区になり、集金人が来なくなったため、39 年 10 月に申立期間の保険料を納付した。

私の国民年金手帳の昭和 38 年度分のページの切り取り線上に昭和 39 年 10 月の割り印が有るので未納であることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12 か月と比較的短期間であるとともに、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みである上、申立人は、昭和 36 年 4 月から 60 歳になるまで、申立期間を除き、保険料をすべて納付済みであることが確認でき、45 年 10 月からは付加保険料も併せて納付していることから、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を昭和 39 年 10 月に納付したとしており、申立人が婚姻に伴う氏名及び住所の変更手続を同年同月 6 日に行っていることが、申立人が所持している国民年金手帳により確認できることから、申立人は、この変更手続を行った際に、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年3月から63年11月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、標準報酬月額に係る記録を、申立期間のうち59年3月から60年2月までは20万円、同年3月から同年9月までは24万円、同年10月から61年2月までは20万円、同年3月から62年2月までは24万円、同年3月から63年2月までは26万円、同年3月から同年5月までは30万円、同年6月は28万円、同年7月から同年9月までは30万円、同年10月及び同年11月は28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和59年3月から63年11月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月2日から63年12月26日まで
A社に勤務していた期間について、保管していた一部の期間の給与明細書の保険料控除額とねんきん定期便に記載されていた保険料控除額に差があるので、勤務期間全部について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和59年12月分から60年11月分まで及び61年12月分から63年12月分までの給与明細書により、当該期間については、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高い保険料が給与から控除されていることが確認できる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律

に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、上記給与明細書から、申立事業所の保険料控除方法は翌月控除であったと推認できることと併せて考えると、申立人の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、申立期間のうち、昭和59年11月から60年2月までは20万円、同年3月から同年9月までは24万円、同年10月は20万円、61年11月から62年2月までは24万円、同年3月から63年2月までは26万円、同年3月から同年5月までは30万円、同年6月は28万円、同年7月から同年9月までは30万円、同年10月及び同年11月は28万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和59年3月から同年10月まで及び60年11月から61年10月までについては、申立人は給与明細書を所持していないものの、当該期間の前後にあたる上記給与明細書により、毎年4月支給分から保険料控除額が変更されていることが推認できることから、59年3月から同年10月まで及び60年11月から61年2月までは20万円、同年3月から同年10月までは24万円の標準報酬月額に相当する保険料が控除されていたと推認できる。

さらに、当該期間の報酬月額については、上記給与明細書により、毎年4月支給分から昇給が行われていることが推認できることから、固定的賃金の額が推認でき、非固定的賃金の額は不明であるものの、前後37か月の非固定的賃金の平均額を考慮すると、昭和59年3月から同年10月までは標準報酬月額で24万円、60年11月から61年10月までは標準報酬月額で26万円に相当する金額が支給されていたと推測できる。なお、60年12月から61年10月の報酬月額については、当時、当該事業所の源泉徴収関係事務等を行っていた会計事務所から提供のあった申立人の61年分の源泉徴収票の控えに記載されている支払金額からも、上記金額がおおむね妥当であることが推認できる。

以上のことから、昭和59年3月から同年10月まで及び60年11月から61年10月までの申立人の標準報酬月額については、上記給与明細書より推認できる保険料控除額から、59年3月から同年10月まで及び60年11月から61年2月までについては20万円、同年3月から同年10月までについては24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、個人事業主も死亡しているため、当該個人事業主の妻に照会したところ、当時の資料等が保管されていないことなどから不明との回答があったが、上記給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、申立期間のうち、昭和 59 年 11 月から 60 年 10 月まで及び 61 年 11 月から 63 年 11 月までの期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 43 年 12 月 2 日から 59 年 2 月 29 日までについては、申立人は、当該期間及び前後の期間の給与明細書を所持しておらず、給与支給額等についても記憶していない上、上記の元個人事業主の妻も賃金台帳等関連資料を保有していないため、当時の同僚複数に照会したが、申立期間に係る給与明細書等を所持している者は確認できなかった。

また、上記の会計事務所からは、申立人の源泉徴収票の控えの提供があったが、昭和 61 年から 63 年の 3 年分しか保管されておらず、ほかに資料は無く、当時の担当者も既に退職しており、所在も不明であるため、申立てに係る事実について、詳細は不明である旨の回答があった。

さらに、社会保険事務所の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人と同世代で同時期に勤務していた同僚の標準報酬月額は、申立人とおおむね近い金額で推移しており、申立人の標準報酬月額のみが、同僚の扱いと異なり低額であるという事情は見当たらず、複数の元同僚の供述等から、当該事業所は、従業員に支払った給与支給額よりも低額の報酬月額を社会保険事務所へ届け出ることが常態となっていた可能性はあるが、当該期間については、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を推認できる資料等が無いことから、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額と申立人の報酬月額及び事業主が源泉控除していたと認められる保険料控除額に基づく標準報酬月額の相違状況について検証することはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 43 年 12 月から 59 年 2 月までについては、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社（現在は、株式会社B）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間②の資格喪失日に係る記録を平成元年8月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年11月8日から63年4月1日まで
② 平成元年3月1日から同年8月1日まで

A株式会社（平成12年2月3日に、株式会社Bに名称変更）に、運転手として昭和55年1月5日から平成10年5月26日まで継続して勤務していたが、社会保険庁の記録では、申立期間①は、昭和59年11月8日から63年4月1日まで、また、申立期間②については、平成元年3月1日から同年8月1日までの期間が未加入となっている。調査のうえ、いずれの申立期間についても、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の元同僚が所持する給与明細書により、申立人は、申立期間②においてA株式会社に継続して勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、平成元年3月1日の資格喪失時の標準報酬月額から28万円とすることが妥当である。

さらに、社会保険庁の記録では、A株式会社は、平成元年3月1日付け

で厚生年金保険の適用事業所でなくなり、その後、当該事業所は、同年8月1日付けで再び厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所としての記録が無い。しかし、当該事業所は申立期間においても継続して業務を行っており、当時の従業員数から厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かは不明としているが、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、雇用保険の記録において、申立人が当該事業所を離職した年月日は昭和59年11月7日であることが確認できるほか、当事業所は、申立期間のうち、昭和62年4月1日から63年3月1日までの期間に在職している従業員は、C厚生年金基金の加入員になっており、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者記録と一致するが、申立人がこの期間に厚生年金基金の加入員であった記録は無い。

また、申立期間①にA株式会社に勤務していた複数の同僚から供述を得られたが、申立人の勤務実態を確認することはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管するA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は申立期間の前後の昭和55年1月5日から59年11月8日までの期間及び63年4月21日以降の期間において厚生年金保険の被保険者としての記録があるが、当該名簿の申立期間に申立人の氏名の記載は無く、健康保険証の整理番号が連続しており、欠番も見られないため、加入記録が欠落したとは考え難い。

加えて、社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和59年11月8日に被保険者資格を喪失後、同月中に健康保険証を返納していることが確認できる。

このほか、申立期間①において厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和18年7月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年10月10日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和18年7月から同年9月までの標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月から19年1月まで

私は、昭和18年4月からA株式会社B工場に勤務し、潜水艦用の時計の組立工員をしていた。事業所からは、3か月間の見習期間の後、本雇いになるので、給与から厚生年金保険料等を控除されると言われ、4か月目から給与が下がったことを記憶している。

また、同事業所退職後は、3か月間C養成所に入所し、昭和19年1月にD社に就職し、E丸に乗船した。

A株式会社の厚生年金保険加入記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社に係る所在地、工場の規模、申立期間当時の業務内容等を具体的に記憶しており、同事業所から聴取した内容とも一致していることから判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和18年4月から同年10月まで同事業所に勤務していたことが認められる。また、入社後3か月間の見習期間が経過した同年7月から同年9月までの厚生年金保険料を給与から控除されていたと推認できる。

一方、A株式会社に係る被保険者名簿は、戦災により焼失しており、現存する被保険者名簿は、戦後、同事業所が復職した者から聴取し編纂した資料を基に復元されたものであり、同事業所から提供された厚生年金保険被保険者資格取得届の控えを見ると、同日付けの資格取得であるにもかかわらず、かなりの数の番号の欠落が確認できる。

申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ等の可能性も考えられるが、上記の事実を前提にすると、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人は3か月間の見習期間があったと供述していること、当該事業所の復元された被保険者名簿によると、被保険者資格取得日は毎月1日が通例であることから、事業主は、申立人が昭和18年7月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時は、社会保険出張所）に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人は、当該事業所を退職後、C養成所に3か月間入所し、その後10日前後で、D社に入社してすぐE丸に乗船したと供述しており、E丸に乗船したのは19年1月22日であることが確認できることから、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は18年10月10日とすることが妥当であると判断する。

また、昭和18年7月から同年9月までの標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を平成3年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から同年8月1日まで

私は、平成3年4月1日から株式会社Aにおいて勤務しているが、厚生年金保険の資格取得日が同年8月1日になっているため、^{さかのぼ}遡って資格取得日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事業主及び同僚の供述により、申立人が申立期間に株式会社Aに勤務していたことが推認できる。

また、申立期間当時の事業主に照会したところ、事業主自身が当時の給与や社会保険事務を行い、当時の資料は保管していないが、出来高制の職人は見習期間があったが、営業職として入社した申立人の厚生年金保険について、見習期間等として4か月間加入を遅らせるような理由は無いことから、申立期間において給与から厚生年金保険料を控除したと思われる旨の供述をしている。

さらに、従業員のほとんどが出来高制の職人であった当該事業所において、営業と機械の整備を行うこと及び月給制であった点において、職務内容及び賃金形態が同じであった同僚は、入社とほぼ同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

加えて、申立人は現在の事業主であるが、申立人が当該事業所で代表取締役役に就任したのは平成20年3月31日であり、それ以前に取締役としての期間は無く、上記同僚は、申立人は入社以来営業職として自分と同様の仕事に従事していた旨の供述をしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成3年8月1日の社会保険庁の記録から18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所の回答では、届出が遅れたために申立人の資格取得年月日が平成3年8月1日となったので、申立期間における申立人の保険料は社会保険事務所に納付していないとしており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月から同年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和49年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年11月1日から同年12月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和49年11月から同年12月までの1か月間について未加入となっていることがわかった。この間はグループ会社であるA株式会社より、B株式会社に異動して勤務していた期間であり、正社員として勤務していたことは間違いない。申立期間について厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A株式会社において、昭和49年4月1日に厚生年金保険の資格を取得し、同年11月1日に資格を喪失後、同年12月1日に代表取締役が同一である、A株式会社のグループ会社であるB株式会社において再度資格を取得しており、申立期間である同年11月の被保険者記録が無い。

申立人はこの期間について、昭和49年10月1日に、A株式会社からグループ会社であるB株式会社に異動し、勤務していた期間であったとしている。

これについて、申立人が、A株式会社及びB株式会社の給与、社会保険等の事務部門を統括していたとするC社（現在は、D株式会社）に照会したところ、申立人が申立期間において正社員として継続勤務していたこと

は間違いない旨の回答であった。

また、複数の同僚は、申立人がA株式会社よりB株式会社に昭和49年10月1日の時期に異動した旨の供述をしているが、D株式会社の事務担当者及び当該事業所の顧問社会保険労務士は、申立期間において申立人の給与がA株式会社又はB株式会社のどちらから支給されていたかは不明である旨の供述をしている上、申立人及び上記社会保険労務士の供述によると、両社は実質兄弟会社であるため、人事についても口頭のみで行ったり来たりしていたとのことであり、申立人の身分が実際にB株式会社に移った正確な年月日については確認することができなかった。

さらに、複数の同僚が、申立期間当時においてもA株式会社及びB株式会社の給与事務は当時のC社において統括して行われていた旨の供述をしており、申立人は昭和49年10月1日にB株式会社に異動したとしているものの、社会保険庁の記録では申立人の被保険者資格はA株式会社において同年11月1日まで継続していること及びB株式会社における同僚の一人は、B株式会社が本格的に始動したのは同年12月からであり、それまでは男性は外回り、女性は事務的なことをA株式会社と掛け持ちでやっており、同年12月までは給与はA株式会社から支給されていたと思われる旨の供述をしている。

これらを総合的に判断すると、申立期間において申立人の給与がA株式会社より支給されていたと考えても不自然ではなく、申立人は申立期間において、A株式会社より厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年10月の社会保険庁の記録から8万6,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てどおりの届出をしておらず、納付していない旨の回答をしている上、複数の同僚についても申立人と同様の記録となっていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和49年11月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和45年1月21日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

また、申立期間②のC株式会社（昭和48年4月1日からD株式会社と名称変更）に係る資格喪失日（昭和46年11月21日）及び資格取得日（昭和48年1月21日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月21日から同年2月1日まで
② 昭和46年11月21日から48年1月21日まで
昭和45年1月21日から、A株式会社に勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、資格取得日が同年2月1日とされており、また、海外出張していた際の記録が抜けているので、申立期間①及び申立期間②について厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A株式会社の後継事業所であるB株式会社が提出した「在籍期間証明書」並びに複数の元同僚及び元上司の供述から、申立人が昭和45年1月21日からA株式会社に勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA株式会社に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和45年2月の記録か

ら、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社の後継事業所の事業主は、申立人の入社に係る厚生年金保険被保険者資格取得届における資格取得日を誤って届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年1月の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、雇用保険の加入記録、B株式会社が提出した「在籍期間証明書」並びに複数の元同僚及び元上司の供述から、昭和46年11月21日から48年1月21日までの期間、申立人がE国に出張し、現地の駐在事務所で勤務していたことが認められる。

また、C株式会社の当時の事業主から、申立人に対して、申立期間②に係るE国の駐在事務所への出張命令を出した旨の供述を得ている。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人が出張していた期間に現地で責任者であった元上司には厚生年金保険の被保険者期間が継続しており、A株式会社のグループ企業であるF株式会社からE国の駐在事務所に出張していた元同僚についても、同保険の被保険者期間が継続していることが確認できることから、同社から海外出張させる場合には、厚生年金保険の資格を継続し、給与から厚生年金保険料を控除する取扱いであったことが推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するC株式会社に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和46年10月の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、C株式会社の後継事業所の事業主は、申立人の海外出張における厚生年金保険被保険者資格取得届及び同喪失届を誤って届け出たことを認めている上、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年11月から47年12月までの保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から47年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から47年5月まで
夫が昭和43年6月ごろに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、私が3か月ごとに集金人に納付していた。申立期間が未納であることに納得できないので記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が昭和43年6月ごろに申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、申立人が3か月ごとに集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年7月に任意の資格で払い出されていることが確認でき、任意加入の場合、さかのぼって国民年金被保険者になることはできないことから、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人が所持している昭和47年6月12日付け発行の国民年金手帳によると、同年同月9日に国民年金被保険者資格を任意で取得し、昭和47年度国民年金印紙検認記録の4月及び5月の欄に「納付不要」と押印され、6月の欄に「この月から納付開始」の押印とともに検認印が有ることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年9月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を集金人に勧められてさかのぼって納付した。納付は、夫の分と一緒に何年かの間、分割して納めていた。未納であるならば、資格取得日が、なぜ昭和36年4月となっているのか分からない。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を特例納付したと主張しているが、申立人の保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和45年11月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立人は、このころに国民年金に加入したものと推認され、社会保険事務所が保管している特殊台帳及び国民年金保険料領収済通知書から、41年4月から43年6月までの保険料を特例納付するとともに、同年7月から45年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できるが、これは、申立人が老齢基礎年金の受給資格期間である25年を満たすために申立人が35歳になった41年*月分からの保険料を特例納付したものと推認される。

また、昭和40年10月から41年3月までの国民年金保険料については、42年10月から43年3月までの保険料が、二重に納付された結果、当該期間の保険料に訂正されたものであり、5年*月生まれの申立人の夫についても、40年4月から43年6月までの保険料が特例納付されている記録が確認でき、25年の受給資格期間を満たすために特例納付したものと考えら

れる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を特例納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

なお、申立人は、国民年金被保険者の資格取得日が昭和36年4月1日となっていることを申立期間の国民年金保険料を納付した根拠としているが、これは保険料の納付を示すものではなく、国民年金制度の発足とともに、この日が国民年金の被保険者資格の取得日となったことを示すものである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年2月まで

私は、昭和48年10月ごろ、国民年金の加入手続をして、国民年金保険料は私が夫の分と一緒に納付していた。申立期間については、区役所でさかのぼって納付することができると言われ、36年4月までさかのぼって納付した。

私の国民年金手帳に貼^はっている領収証書は夫の分であるので、私の領収証書は夫の手帳に貼^はっていたと思う。未納とされているのは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年10月ごろに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を36年4月までさかのぼって納付したと主張している。しかしながら、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は48年11月に夫婦連番で払い出されており、このころに申立人及びその夫は国民年金に加入したものと考えられ、申立人は、42年3月から46年3月までの保険料を50年11月20日に特例納付し、46年4月から48年3月までの保険料を49年4月24日に過年度納付していることが社会保険事務所が保管している領収済通知書及び特殊台帳により確認できる。この納付は、国民年金に加入した上記の時点では60歳になるまで保険料を納付しても老齢基礎年金の受給資格を得ることができないため、申立人が35歳となった42年*月から受給資格期間である25年を満たすためにさかのぼって納付したものと推認される。

なお、申立人の夫についても、昭和41年1月から46年3月までの国民年金保険料を50年11月20日に特例納付し、46年4月から48年3月までの保険料を49年4月24日に過年度納付していることが社会保険事務所が保管している領収済通知書及び特殊台帳により確認でき、申立人の夫については、老齢基礎年金の受給資格期間が22年であることから、この受給資格期間を満たすために申立人の夫が38歳となった41年*月までさかのぼって納付したものと推認される。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を特例納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月から42年3月まで

私は、昭和38年ごろに区役所の担当者が訪れ国民年金の加入を勧められたので夫婦で加入し、毎月集金人に夫の分と一緒に国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納となっているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年ごろに夫婦一緒に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付したと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は43年3月に夫婦連番で払い出されていることが社会保険事務所の保管する国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人及びその夫が国民年金に加入したと推認される上記の時点では、申立期間の一部は既に時効により納付できない期間であり、申立期間の国民年金保険料を納付するには、過年度納付及び特例納付によることとなるが、さかのぼって納付したとの主張も無い上、申立人が一緒に保険料を納付したとする申立人の夫も申立期間の保険料が未納である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国

民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から46年3月まで

私は、20歳になってすぐに、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、集金人に納付していた。元夫も昭和44年ごろから一緒に保険料を納付していたと思う。申立期間について、改めて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になってすぐに、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年9月に払い出されていることが社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点で、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、過年度納付及び特例納付によることとなるが、さかのぼって納付したとの主張は無い。

また、昭和44年ごろから一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の元夫についても申立期間は未納であり、申立内容とは符合しない。

さらに、申立人又はその元夫が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国

民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から48年7月までの期間及び52年4月から63年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の平成元年3月から7年12月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年3月から48年7月まで
② 昭和52年4月から63年5月まで
③ 平成元年3月から7年12月まで

昭和44年に会社を退職後、妻が国民健康保険に加入する際、国民年金にも加入したと思う。当時、私はA市で家族はB市の親元で生活していたので、家庭のことは妻任せであった。その妻とは離婚したので、当時の資料や事情は不明である。その後、再婚したが、独立して資金的にも大変な時期であったので、妻と一緒に申請免除の手続をした。私には申立期間について年金記録が無く、納付できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②については、昭和44年に勤務先を退職後、申立人の元妻が国民年金の加入手続を行い、申立期間③については、申立人の前妻が国民年金保険料の免除申請を行ってくれていたと主張している。

しかしながら、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険の被保険者番号であり、申立人に係る社会保険庁の基礎年金番号情報記録には、申立人の国民年金手帳記号番号は登録されていない。

また、申立期間について国民年金保険料の納付や免除申請を行うためには、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要である

が、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により申立人の国民年金手帳記号番号を確認したが該当者は無い。

さらに、C県A市、同県B市及びD県E市が保管している国民年金被保険者名簿においても、申立人が被保険者として管理されていた形跡は無い上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人の元妻が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の前妻が申立期間③の保険料の免除申請を行ったことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間③の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人について、昭和44年3月から48年7月までの期間及び52年4月から63年5月までの期間の国民年金保険料については納付していたものと認めることはできず、平成元年3月から7年12月までの保険料については免除されていたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1452 (事案 866 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から46年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から46年1月まで

第三者委員会から納付記録の訂正は必要でないとの通知を受けたが、私は夫と一緒に国民年金に加入し国民年金保険料を納付してきたこと、及び当時の預金通帳を再確認した結果、納付方法として集金人のほかに、区役所、郵便局、信用金庫でも保険料を納付したことを思い出したことから、再度、年金記録の確認を申し立てる。

なお、「ねんきん特別便」でも、「資格を取得した年月日」は昭和43年12月29日となっている。

第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間(昭和43年12月から47年3月まで)に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和47年9月であるのに対し、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は44年1月に払い出されていることが確認できることから、申立期間の保険料と一緒に納付することはできないこと、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和47年9月時点では、申立期間の国民年金保険料の一部は時効で納付することができず、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張は無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年1月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、その夫と一緒に国民年金に加入し国民年金保険料を納

付してきたこと、及び納付方法として、前回の申立ての自宅で集金人に納付したとの主張に加えて、区役所や金融機関でも納付したことを思い出したとして再申立てを行っている。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和47年9月であり、申立人の夫の相手帳記号番号が払い出されたのは44年1月であることが社会保険事務所が保管する相手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立期間の保険料と一緒に納付することはできない上、申立期間当時、A市における保険料収納方法は、集金人による印紙検認方式であることが確認できることから、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した根拠として、「ねんきん特別便」に国民年金被保険者資格取得日として昭和43年12月29日と記載されているとも主張しているが、これは、保険料の納付開始を示すものではなく、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者資格を同日に喪失したことに伴い、この日が申立人の国民年金の強制被保険者資格の取得となったことを示すものである。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年4月まで

私が昭和39年5月にA市へ転居するまでの国民年金保険料については、B県C市で、母親が弟の保険料と一緒に納付してくれていた。申立期間について、弟の保険料が納付済みとなっているのに私の分が未納となっているのは納得がいかないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の母親が、申立人の弟の保険料と一緒にB県C市で納付してくれていたと主張している。しかしながら、保険料納付の前提となる申立人の弟の国民年金手帳記号番号は、昭和36年3月に同市において払い出されているのに対し、申立人の同手帳記号番号は、42年1月にA市D区において、申立人の妹と連番で払い出されていることが社会保険事務所の保管する同手帳記号番号払出簿で確認できることから、このころに申立人の国民年金加入手続が行われたものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、上記の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない上、一緒に保険料を納付していたとする申立人の弟についても、申立期間のうち、昭和38年4月から39年4月までについては未納である。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付し

たことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

私は、昭和 36 年ごろ新聞報道で国民年金制度ができたことを知り、国民年金に加入し、国民年金保険料は、前妻が集金人に納付したはずである。現在所持している国民年金手帳には、資格取得同年 4 月 1 日（強）と明記されているが、保険料納付の証拠になる 41 年以前の手帳を紛失している。また、同手帳の生年月日が訂正されている。未納とされていることに納得できないため、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年ごろ国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿において、昭和 39 年 1 月に申立人の前妻と連番で払い出されていることが確認でき、申立人は、このころに前妻と一緒に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、この時点では、申立期間の一部は過年度保険料であり、A 市では、国庫金である過年度保険料の収納の取扱いを行っていなかったことが確認できる。

また、申立人と一緒に国民年金の加入手続を行った申立人の前妻は、申立期間の国民年金保険料を、離婚後の昭和 48 年 11 月 30 日に特例納付していることが、社会保険事務所が保管している領収済通知書により確認できることから、申立期間は未納期間であったものとみるのが相当である。

なお、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した根拠として、所持している国民年金手帳の資格取得欄に昭和 36 年 4 月 1 日（強）と記載されているとも主張しているが、これは、保険料納付の事実を示すものではなく、この日が国民年金被保険者の資格を取得した日であることを示すものである。

さらに、申立人又はその前妻が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名について、複数の読み方、及び生年月日についても、日を＊日と＊日の二通りで検索したが該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月 1 日から 53 年 1 月 20 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和 51 年 10 月から 53 年 1 月までの 15 か月間について未加入となっていることが分かった。この間はA株式会社に正社員として勤務していた時期で、厚生年金保険が未加入期間となっていることは考えられない。申立期間について厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が保管する従業員名簿及び複数の同僚の供述から、申立人が当該事業所において申立期間に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所に照会したところ、従業員名簿以外の資料は保管しておらず、当時のことを知る者もないため申立期間における雇用形態や正社員であったかどうかは不明である旨の回答であり、厚生年金保険料が給与から控除されていたかどうかについても確認できなかった。

また、申立人は、「昭和 49 年 5 月より B 社に籍を置いたまま A 株式会社に派遣され勤務したが、いつまで B 社の籍であったかは記憶していない」と述べ、B 社を退職した後は「形は (A 社の) 社員でも下請みたいなものだった」と述べており、申立人の正確な勤務実態が確認できない。

さらに、複数の同僚に照会したところ、そのうちの一人は、自身にも当該事業所において入社してから厚生年金保険の被保険者となるまでに 5 年ほどの被保険者でなかった期間があるが、その間は別会社から派遣されて当該事業所に勤務していたからであり、申立人も申立期間は別会社からの

派遣であったかも知れない旨の供述をしており、他の同僚からも申立人が申立期間において正社員であった旨の供述は得ることはできなかった。

加えて、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格取得年月日は昭和 53 年 1 月 21 日となっており、社会保険庁のオンライン記録と一致している上、雇用保険の資格取得年月日も同日となっていることから、事業主は社会保険事務所の記録どおりに届出していたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 3 月 20 日から同年 6 月 1 日まで
: ② 昭和 28 年 7 月 1 日から 29 年 4 月 30 日まで

私は、昭和 28 年 3 月 20 日から 29 年 4 月 30 日までの期間、A 有限会社（現在は、B 株式会社）に勤務していた。年金記録では、28 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの記録となっている。勤務期間中は厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 株式会社の回答、申立期間当時から在籍していた現在の取締役及び当時の同僚の供述から、申立人が、申立期間①及び②において、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、同社に申立期間①及び②における申立てに係る事実について照会したものの、申立期間当時の事業主、当時の役員及び事務担当者も既に亡くなっており、関係資料は保管していないため、申立ての事実については確認できなかった。

申立期間①について、上記の取締役及び申立期間より以前に入社した同僚は、当時は試用期間があり、試用期間は厚生年金保険の加入手続きがされなかったと供述しており、申立人と同じく昭和 28 年 3 月に中学校を卒業して入社した同僚も同年 6 月 1 日に被保険者資格を取得していることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりに届出していたことがうかがえる。

申立期間②について、申立人と同じく昭和 28 年に中学校を卒業後、入社した上記の同僚は、「A 有限会社に同年秋ころから暮れまで在籍していた。」

としており、この同僚の勤務期間について上記の取締役及び上記の申立期間前に入社した同僚も同様の供述をしているが、社会保険事務所の当該事業所に係る被保険者名簿によれば、申立人と同時期である同年6月30日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、社会保険事務所の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和28年6月1日に当該事業所において被保険者資格を取得、同年7月1日に資格喪失しており、社会保険庁のオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。また、申立期間②について申立期間に係る厚生年金保険の第4種被保険者として認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和39年12月1日から59年11月1日まで
② 昭和59年12月1日から63年2月1日までの
うちの1か月以上

申立期間①は、株式会社Aに勤務し、昭和60年ごろ社会保険事務所で、「普通の人より倍以上の金額の厚生年金保険料を納めているので20万円以上の年金が受給できる。」と言われたが、実際受給している年金月額は10万円余りなので当時の標準報酬月額に誤りがないか確認してほしい。また、申立期間②は、60年1月10日に、元配偶者が上記社会保険事務所で26万2,000円を支払って厚生年金保険の任意継続の手続をしたが、社会保険庁の記録では、任意加入期間が1か月となっている。納めた金額から比較して短すぎるので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の年金記録を確認したところ、社会保険事務所の株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている標準報酬月額と社会保険庁に記録されている標準報酬月額はすべて一致している上、申立人の当該事業所における標準報酬月額をみると、全加入期間239か月のうち184か月が当時の最上位にあたる標準報酬月額とされており、特に昭和42年10月以降は一貫して金額が上昇していることから、標準報酬月額に係る不自然な事務処理があったとは考え難い。

また、株式会社Aに照会したところ、申立期間当時の賃金台帳等厚生年金保険料の控除額が確認できる関連資料は保管されていない上、事業主も既に亡くなっているため、申立てに係る事実を確認することができない。

さらに、複数の元同僚に照会しても、申立てに係る事実を確認することができる関連資料及び供述を得ることができない。

申立期間②について、任意継続被保険者(第4種被保険者)は、10年以上の厚生年金保険の加入期間がある者で加入期間が20年に満たない者は旧厚生年金保険法では老齢年金を受給できないため、この者が厚生年金保険の被保険者でなくなったときに、都道府県知事に申し出て老齢給付を受けられる期間を満たすまで単独で厚生年金保険に加入できる制度であるため、申立人の場合は、株式会社Aで239か月間の加入期間があることから、制度上任意加入できる期間は1か月であり、社会保険庁に記録されている任意加入被保険者であった期間(1か月)に不自然な点はみられない。

さらに、社会保険事務所に保管されている第4種被保険者名簿には、申立人の任意加入の受理期間は昭和59年11月1日から同年11月30日までと記載され、備考欄で同年12月1日喪失、満了と記載されており、社会保険庁の記録と一致している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。また、申立人を申立期間②に係る厚生年金保険の第4種被保険者として認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年1月から29年5月まで

株式会社Aは、B駅前の現在のC社D支店の建物にあった。名前は、E社かもしれない。進駐軍関係のホテルだったかもしれない。健康保険証は当時会社から貰ったと思う。間違っているかもしれないが、支配人の名前も覚えている。私は、洗濯場で働いた。56年前のことで記憶が余り無いが、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに係る申立期間について、社会保険事務所の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の氏名が記載されていることから、申立人が、当該事業所に勤務し、健康保険の被保険者資格を取得していたことは確認できる。

しかし、上記被保険者名簿の記載内容をみると、申立人と同日に健康保険の資格を取得している者（申立人を含め4人）については、いずれも健康保険番号の記載はあるものの厚生年金保険の記号番号の記載は無く、申立人の前後50人（計100人）の記載内容をみても、厚生年金保険の記号番号の記載がある者は1人のみである。

また、申立期間当時、当該事業所に勤務していた複数の従業員に照会したところ、当時の職種は事務職であったと回答している者については、厚生年金保険の記号番号及び資格取得日の記載があるが、申立人を含め当時の職種が現業従業員であったと回答している者については、いずれも厚生年金保険の記号番号及び資格取得日の記載が無いことから、当時当該事業

所は、申立人を含む現業従業員については、健康保険にのみ加入させていた取扱いであったことがうかがえる。

さらに、申立期間当時、当該事業所に勤務していた複数の従業員に照会しても、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認するための供述を得ることができない。

加えて、当該事業所は昭和30年に解散していることから、当該事業所の関係会社であるC株式会社に照会したが、当該事業所の資料は保管していないと回答していることから、申立期間における申立人の正確な勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することはできない。

また、申立人は、申立期間に別の事業所の厚生年金保険の記録が確認できるが、これについて申立人は、2つの事業所とも正社員として、日勤で勤務していたと供述しており、申立人の正確な勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 5 月 28 日から同年 6 月 1 日まで

私は、昭和 49 年 5 月 28 日から 57 年 5 月 1 日まで A 会 B 支部（現在は独立行政法人 C）に勤務したが、厚生年金保険の加入期間を照会したところ、49 年 5 月の 1 か月間の厚生年金保険の加入記録が無い。私が同年 5 月 28 日から同事業所に勤務していたことは、所持していた退職金の源泉徴収票でも確認できるので、申立期間について厚生年金保険被保険者と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 会の後継事業所である独立行政法人 C の保管する申立人に係る人事記録により、申立人が昭和 49 年 5 月 28 日から A 会 B 支部に勤務していたことが認められる。

しかし、申立人の A 会 B 支部における雇用保険の被保険者資格取得日は、厚生年金保険の加入記録と同日の昭和 49 年 6 月 1 日と記録されている上、独立行政法人 C 及び申立期間当時 A 会 B 支部が置かれていた D 会 E 課に照会しても、当時の賃金台帳等、関連資料は保管されていないため、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実は確認できない。

また、社会保険庁の A 会 B 支部に係る厚生年金保険被保険者記録を確認すると、すべての被保険者の資格取得日が、申立人と同様に月初の 1 日付けと記録されていることから、当時当該事業所では、勤務している従業員について、月初の 1 日付けで被保険者資格の取得手続を行っていたことが

うかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年11月1日から47年1月1日まで
② 昭和47年8月1日から同年9月1日まで
③ 昭和48年2月1日から同年5月1日まで

私はA相互会社B支店に、昭和44年11月1日から48年8月1日まで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の勤務状況について具体的に記憶していることから、申立期間①、②及び③においてA相互会社B支店に外交員として勤務していた可能性はあるが、A相互会社本社に照会したところ、「保険外交員については昭和55年から毎年2月、5月、8月、11月の3か月ごとに個人別の営業成績についての査定が行われており、営業成績(ランク)が規定で定める成績よりも下がった場合は厚生年金保険の資格を喪失させ、その後の査定で、資格を喪失された者のランクが規定で定める成績以上に回復すれば被保険者資格を再取得させるとの社内規定があったため、申立期間当時についても同様の社内規定が存在した可能性が高い」と回答している。

また、当該事業所に保管されている申立人の「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によれば昭和44年11月1日、47年1月1日、同年9月1日にそれぞれ資格取得し、46年11月1日、47年8月1日、48年2月1

日にそれぞれ資格喪失していることが確認できるが、この記録は社会保険庁の記録と一致している。

さらに、社会保険庁の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間当時から、勤務継続中に資格喪失と、その後短期間のうちに再取得を繰り返している従業員が多数存在し、そのうちの複数の従業員に照会したところ、当時外交員については営業成績に応じて厚生年金保険の資格喪失及び再取得が社内規定によって行われていたと供述していることから、当時当該事業所においては、外交員の厚生年金保険の加入については、入社後退職まで継続して加入させる取扱いではなかったと考えられる。

加えて、社会保険事務所の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人がA相互会社B支店に在籍していた期間中に3回資格喪失後再取得しているが、3回の資格喪失日と同時期に健康保険証が返却された旨の記載がある。

また、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録についても確認できない。

このほか、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 5 月 1 日から 32 年 6 月 1 日まで
② 昭和 41 年 10 月 8 日から 42 年 11 月 1 日まで
申立期間①についてはA株式会社で糸に糊付けする仕事を、申立期間②についてはB社（現在は、C株式会社）で運転手としてそれぞれ勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、いずれも厚生年金保険の未加入期間となっている。調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、事業主及び複数の元同僚の回答から、申立人が申立期間において、期間の特定はできないものの、A株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A株式会社に照会したところ、申立期間当時から社会保険手続を含む事務を担当していた当該事業所の取締役は、当時、集団就職した女子社員については全員厚生年金保険に加入させていたが、途中入社の子社員のうち、糸の糊付けの仕事をしていた者については、入退社の出入りが激しかったため必ずしも厚生年金保険に加入させていなかった旨及び申立期間当時の資料は火災で焼失し、残っていない旨回答しており、厚生年金保険の適用について確認することはできない。

また、申立期間当時、A株式会社に勤務していた複数の元同僚に照会しても、申立人の勤務期間等についての供述を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所に保管するA株式会社に係る健康保険厚生年金

保険被保険者名簿においても、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

申立期間②について、B社の複数の元同僚の回答から、申立人が申立期間において、期間の特定はできないものの、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記元同僚の一人は、申立期間当時、B社では希望者のみを厚生年金保険に加入させていた旨供述しているほか、別の元同僚は、昭和41年8月に当該事業所に入社し、トラック運転手として勤務していたが、社会保険庁の記録では厚生年金保険の被保険者資格取得日は43年2月1日となっている旨及び申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険に加入している社員は少なかった旨供述しており、申立期間当時、当該事業所においては、必ずしも社員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、C株式会社に照会しても、同社の経理担当者は、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、賃金台帳等関連資料も保管していない旨回答しており、厚生年金保険の適用について確認することはできない。

さらに、社会保険事務所が保管するB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立期間①及び②について、雇用保険の記録においても、申立人が雇用保険被保険者となった記録は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 6 月 25 日から 22 年 6 月 16 日まで
私は、昭和 16 年に合名会社Aに入社し、19 年 10 月 1 日から 27 年 1 月 10 日まで、当該事業所の本店において厚生年金保険に加入していた。申立期間について、厚生年金保険加入記録が空白になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

合名会社A（現在は、B株式会社）が保管する人事記録及び申立期間当時の同僚の供述から、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたと推認できる。

しかし、申立期間において申立人と同様の勤務形態及び業務内容とみられる同僚についても、申立人と同様に昭和 21 年 6 月 25 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、被保険者期間に未加入期間が有る上、複数の同僚が同日付けで資格を喪失していることが確認できることから、申立期間当時、合名会社Aでは、何らかの理由により、複数の従業員の被保険者資格を喪失させていたことがうかがえる。

なお、社会保険事務所が保管する合名会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険業務センターが保管する被保険者台帳によると、申立人は昭和 21 年 6 月 25 日に同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、22 年 6 月 16 日に同社において再度資格を取得していることが確認できる上、申立期間前後の申立人の健康保険整理番号はそれぞれ*番及び*番と異なっており、厚生年金保険記号番号も:****-*****及び

****-*****と異なっていることから、申立期間において申立人が厚生年金保険の被保険者であった事実は確認できず、申立人と同様の勤務形態及び勤務内容とされる同僚についても、申立人と同様にそれぞれ異なった番号が付されている。

また、申立人が記憶する複数の同僚及び申立期間当時、同社に勤務していた従業員に照会しても、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできない。

さらに、B株式会社では、申立期間当時の給与関係書類を保管しておらず、申立人も当時の給与明細書等の資料を所持していないため、申立人の申立期間における給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用について確認できる関連資料は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 30 日から 44 年 3 月 1 日まで
株式会社Aを退職後すぐに、昭和 43 年 4 月からB株式会社に勤務し、44 年 4 月まで勤めていたのに、最後の 1 か月しか厚生年金保険の被保険者期間が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、B株式会社に勤務していた同僚の供述から、期間は特定できないが、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は既に廃業し、申立期間当時の事業主は亡くなっており、事業主の妻及び申立期間当時の取締役に照会しても、当時の給与明細書等関連資料は保管されていないため、申立人に係る勤務の実態及び社会保険の加入手続等に関する供述を得ることができない。

また、申立人が申立期間以前に入社していたと供述している二人の同僚について、厚生年金保険被保険者資格取得日を確認したところ、二人共申立期間の始期より後に被保険者資格を取得していることが確認できるほか、うち一人は、申立人と資格取得日が同日となっていることから、当時、当該事業所においては、必ずしもすべての従業員について、入社後直ちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 44 年 3 月 1 日付けで当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得したことが記録されており、申立期間において、健康保険

の整理番号は連続しており、欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考えにくい。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。